

新潟県特定非営利活動促進法施行条例

平成 10 年 10 月 16 日

新潟県条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設立の認証申請)

第 2 条 法第 10 条第 1 項の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 設立しようとする特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 設立しようとする特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 法第 10 条第 1 項第 2 号ハに規定する条例で定める書面は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該役員が住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号)の適用を受ける者である場合にあつては、同法第 12 条第 1 項に規定する住民票の写し
- (2) 当該役員が前号に該当しない者である場合にあつては、当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する文書

3 前項第 2 号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、翻訳者を明らかにした訳文を添付するものとする。

4 第 2 項各号に掲げる書面は、申請の日前 6 月以内に作成されたものとする。

5 第 2 項の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第 30 条の 11 第 1 項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る本人確認情報の提供を受けるとき又は同法第 30 条の 15 第 1 項の規定により当該役員に係る本人確認情報を利用するときは、第 2 項第 1 号に掲げる書面を添付することを要しないものとする。

6 法第 10 条第 4 項に規定する条例で定める軽微な不備は、誤記その他明白な誤りであつて、申請の実質的な内容に影響を及ぼさないものとする。

7 法第 10 条第 4 項の規定により補正しようとする者は、規則で定めるところにより、補正の内容及び理由を記載した書面に、補正後の申請書又は申請書に添付された法第 10 条第 1 項各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(定款の変更)

第 3 条 法第 25 条第 3 項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、変更の内容及び理由を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

2 前条第 6 項及び第 7 項の規定は、法第 25 条第 5 項において準用する法第 10 条第 4 項の規定を適用する場合について準用する。

3 法第 25 条第 6 項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、変更の内容及び理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出)

第 4 条 法第 29 条の規定による書類の提出は、毎事業年度初めの 3 月以内に行わなければならない。

(事業報告書等の公開)

第5条 法第30条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

2 前項の謄写をしようとするものは、当該謄写に要する費用を負担しなければならない。

(合併の認証申請)

第6条 法第34条第3項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の定款に記載された目的

2 第2条第2項から第5項までの規定は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第2号ハの規定を適用する場合について、第2条第6項及び第7項の規定は法第34条第5項において準用する法第10条第4項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(認定申請)

第7条 法第44条第1項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、現に行っている事業の内容を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(認定の有効期間の更新申請)

第8条 前条の規定は、法第51条第5項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について準用する。

(変更後の定款等の提出)

第9条 法第52条第2項の規定により同項に規定する書類の提出をしようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、変更の内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第10条 第4条の規定は、法第55条第1項の規定による書類の提出について準用する。

2 法第55条第2項の規定による書類の提出は、事後遅滞なく行わなければならない。

(役員報酬規程等の公開)

第11条 第5条の規定は、法第56条の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(特例認定申請)

第12条 第7条の規定は、法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について準用する。

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第13条 第9条の規定は法第62条において準用する法第52条第2項の規定を適用する場合について、第10条第1項の規定は法第62条において準用する法第55条第1項の規定を適用する場合について、第10条第2項の規定は法第62条において準用する法第55条第2項の規定を適用する場合について、第11条の規定は法第62条において準用する法第56条の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(合併の認定申請)

第14条 第7条の規定は法第63条第5項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について、第12条において準用する第7条の規定は法第63条第5項において準用する法第58条第2項において準用する法第44条第2項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。この場合において、第7条(第12条において準用する場合を含む。)中「現に」とあるのは、「合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び現に」と読み替えるものとする。

(電磁的記録による保存)

第15条 法第75条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号。以下「電子文書法」という。)第3条第1項の条例で定める保存は、法第14条(法第39条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)、法第28条第1項及び第2項、法第35条第1項、法第54条第1項(法第62条(法第63条第5項において準用する場合を含む。))及び法第63条第5項において準用する場合を含む。))並びに法第54条第2項及び第3項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書面の備置きとする。

- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第3条第1項の規定により、前項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行おうとするときは、規則で定める方法により行わなければならない。
- 3 特定非営利活動法人が、前項の規定により電磁的記録の保存を行おうとするときは、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態でその使用に係る電子計算機その他の機器への表示及び書面への出力ができるようにするための措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成)

第16条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第4条第1項の条例で定める作成は、法第14条、法第28条第1項、法第35条第1項並びに法第54条第2項及び第3項の規定による書面の作成とする。

- 2 特定非営利活動法人が、電子文書法第4条第1項の規定により、前項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行おうとするときは、規則で定める方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第17条 法第75条の規定により読み替えて適用する電子文書法第5条第1項の条例で定める縦覧等は、法第28条第3項、法第45条第1項第5号(法第51条第5項及び法第63条第5項において準用する場合を含む。)並びに法第52条第4項及び法第54条第4項(これらの規定を法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、電子文書法第5条第1項の規定により、前項に規定する書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行おうとするときは、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和3年新潟県条例第7号) 抄

この条例は、令和3年6月9日から施行する。